

お知らせ

1 土地区画整理審議会長及び学識経験者について

前審議会長が死去されましたので、審議会の話し合いにより川澄明旺副会長が審議会長に就任されました。それに伴い、山本浩委員が新たに、竹内由満子委員が引き続き審議会副会長に就任されました。

同時に、事業の適正な運営をはかるための学識経験者委員に欠員が生じたので、大屋明仁さんが任命されました。

2 土地区画整理審議会委員借地権者補欠選挙の結果について

借地権者代表の委員さんに欠員が生じたので、補欠選挙を執行しましたが、定員数と立候補者数が同数であったため、あいち中央農業協同組合さんが無投票で借地権者代表として審議会委員となりました。

区画整理Q&A

Q1 新たに区画整理地区内に住む場合や移転をした場合は住所はどうなりますか？

A1 事業終了までは、底地(仮換地と重なる土地)の地番が住所になります。

Q2 仮換地の固定資産税はどうなりますか？

A2 現在は、土地登記簿に基づき従前地の評価となっていますが、事業施行途中で現況に基づくわかり易い課税にするため、仮換地課税の導入を検討しています。

現地事務所で相談受付中

開設日時：毎週月曜日(祝日を除く)のみ 午後1時から5時まで
(平成23年4月1日より変更になりました) 冬季(11月～3月)は午後4時までです。

住所:安城市桜井町戸尻28番地 電話:99-4361

問い合わせ・資料請求先
安城市役所都市整備部
区画整理課
TEL 76-1111(代表)
TEL 71-2246(直通)

市民とともに育む
環境首都 安城

PRINTED WITH
SOY INK
古紙を配合した再生紙と環境に優しい
大豆油インキを使用しています。

あこがれタウン
さくらい
21世紀の安城市の拠点づくり

区画整理ニュース

vol.31 2011.4

安城市

SAKURAI

あたらしい桜井



平成22年12月4、5日にエコタウン桜井の
まちびらきイベントがありました。

エコタウン桜井 まちびらき



桜井町下谷棒の手保存会



ボランティア・和太鼓部「凜鳴」

エコタウン桜井の完成に伴い、12月4日、5日にエコタウン桜井竣工式、まちびらき及びシンポジウムを行ったところ、多数の方にご参加いただき、大盛況のもと、無事終えることができました。

当日は「桜井町下谷棒の手保存会」、安城南高校のボランティア・和太鼓部「凜鳴」、「桜井風保存会」の皆さんにもご参加いただき、竣工式とまちびらきを大いに盛り上げていただきました。

今後は、区画整理の移転のための仮住居として利用していきます。

竣工式、まちびらきにご協力いただいた皆様のご紹介をします。

桜井町下谷棒の手保存会… 昭和30年、桜井町に文化財保護委員会の発足以来、「桜井町無形文化財」として取り上げられ、昔を今に伝えるため再び盛大に桜井神社に奉納されるようになりました。(桜井町棒の手の資料の抜粋)
主に毎年8月～10月に活動をされており、お祭りなどで地元小学生による演技が披露されています。

安城南高等学校 ボランティア

・**和太鼓部「凜鳴」**… 平成13年冬に発足。平成22年度の主な活動としては、大須夏祭り高校生和太鼓フェスティバル、安城風あげ大会などのイベントに出演をれています。

エコタウン桜井には、環境にやさしい住宅を目指した様々な設備が取り入れられています。

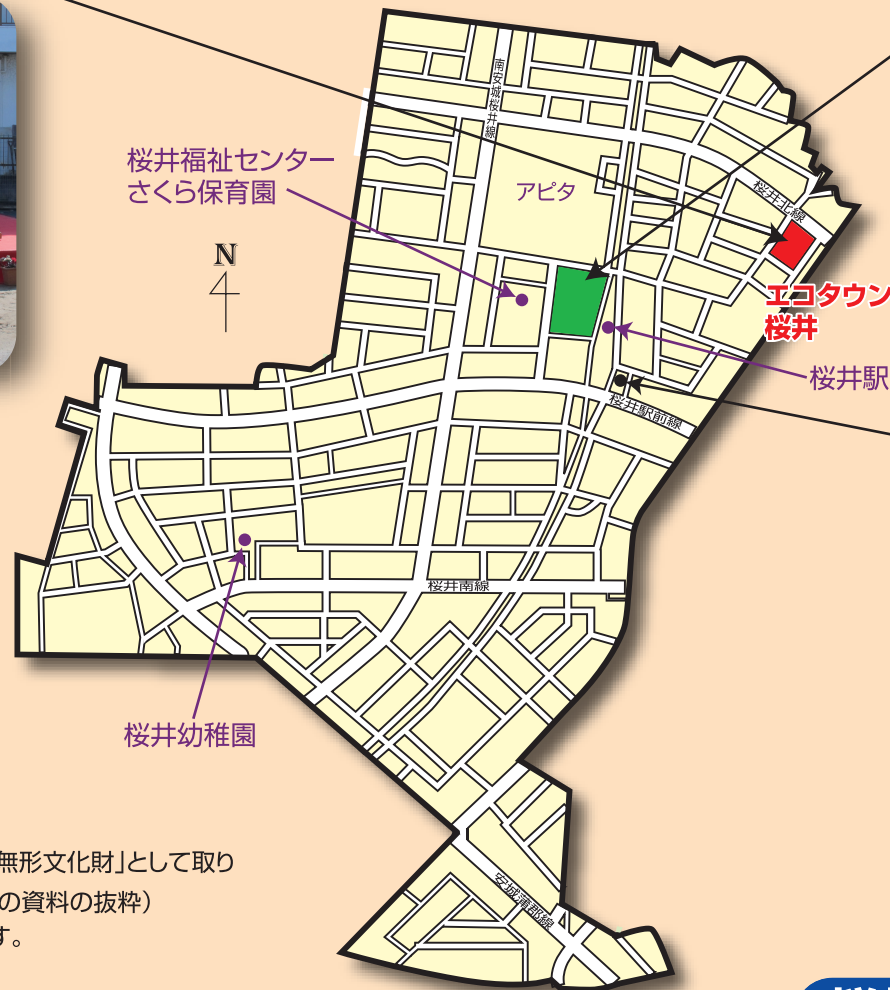
設備の紹介

○**太陽光発電システム**… 屋根に設置する太陽光パネルによって発電し、家庭内の様々な家電製品に電気を供給します。また、電力会社と売電契約をすることにより、発電量が消費量を上回っている場合は、電力会社に電気を買い取ってもらうことができます。

○**OMソーラーシステム**… 冬は、軒先から屋根の通気層に入った外気を屋根のガラス付集熱面において暖めます。その空気をファンによりダクトを通して床下に送り、蓄熱コンクリートに熱を蓄えながら床から部屋全体を暖めます。また夏は、屋根の通気層から室内へ入る熱を屋根裏で回収し、排気する。夜間は放射冷却によって冷やされた空気をファンによって床下に送り蓄冷を行います。

○**次世代ソーラーシステム「そよ風」**… 屋根面にガラスを用いない集熱方式であり、屋根鉄板の下に通気層に採熱板を敷き込むことで、太陽光で暖めた空気や、放射冷却で冷やされた空気をそのまま室内に取り入れ家中を快適にするソーラーシステムです。

○**太陽熱床暖房給湯システム**… 屋根に設置した太陽熱集熱器によって不凍液を温め、その温まった不凍液を床下の蓄熱床に循環させて床を暖めるシステムです。陽射しがないときは、補助ボイラーの助けをかりて床の蓄熱温度を確保します。



1号緑地 (8,000㎡)



1号緑地は地下を調整池として活用し、その上部を広場として利用します。
桜井駅の高架化の後、駅前もきれいに整備され、桜井のまちが活性化しています。

桜井交番



桜井交番が桜井駅東に完成しました。

桜井土地区画整理地区内の保留地について

桜井土地区画整理も、平成20年度の第1回抽選分譲に始まり、平成22年度までで4回抽選分譲、1回先着分譲を行いました。
桜井地区は住みやすいまちとして人気があり、保留地の分譲に関する問い合わせも数多くあります。
そこで、保留地に関する内容をお知らせします。

保留地・・・減歩により生み出されたもので、換地として定めない土地のことです。売却をして、土地区画整理事業の事業費に充てます。

桜井地区の保留地の特徴

- ・安城市が直接売り出しますので、仲介手数料がかかりません。
- ・従前地がないため、登記はできませんが、換地処分(区画整理が終わること)までは、安城市の保留地台帳で管理します。
- ・登記簿がない土地ですが、金融機関から融資を受けられます。(銀行等によっては、制限があります)
- ・登記は換地処分の際に安城市が行います。(その際、登録免許税はご負担いただきます)
- ・転売目的のための購入を禁止しています。

保留地の分譲方法について

- 抽選分譲・・・複数の申込が合った場合、抽選を行い、当選した人が保留地を購入できます。
- 入札分譲・・・予定価格を設定し、一番高い金額で入札した人が保留地を購入できます。
- 先着分譲・・・抽選分譲、入札分譲で申込みがなかった土地について、先着で受付します。

保留地分譲の時期

保留地を分譲する時期については、安城市が現場を確認し、整備が終わっているところについて随時分譲していきます。
分譲をする際には、「広報あんじょう」、安城市ホームページ「望遠郷」等にて、お知らせします。

保留地の金額について

保留地は時価を反映させ、適正な価格で販売します。場所や分譲時期により、金額は変動します。